

訪問介護等サービス確保の取組を支援します！



川越市では、人材不足が喫緊の課題となっている訪問介護等サービスについて、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や、事業所の経営改善に向けた取組を支援します。ぜひ、積極的な活用をご検討ください。

●支援の対象事業者 川越市内で次の介護サービス事業所を運営する事業者

- (1) 訪問介護 (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (3) 夜間対応型訪問介護

●支援の対象となる取組内容・期間と支援額（上限額）

【支援対象期間】令和7年4月から令和8年1月までの間に行う取組が対象となります。

支援内容	事業所の取組内容	支援額（上限額）
研修体制の構築	ホームヘルパーや介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組 【取組例】介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくり / 介護職員のスキルアップのための研修等の受講 など	1事業所当たり 10万円
経験年数が短いホームヘルパー等への同行	一定期間、経験年数の長いホームヘルパーが経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組	30分未満の同行支援 1回につき 2,500円 30分以上の同行支援 1回につき 4,000円 (経験年数の短いヘルパー 1人につき30回まで)
登録ヘルパー等の常勤化の促進	ホームヘルパー雇用の安定化を図るための登録ヘルパー等（勤務日及び勤務時間が不定期な登録ヘルパーや非常勤のホームヘルパー）の常勤化の促進 【取組例】登録ヘルパー等が常勤職員として雇用を希望する場合に必要な賃金や法定福利費 / 登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額 など	常勤化する登録ヘルパー等1人につき 1月当たり 10万円 (1人につき3か月まで)
介護人材・利用者確保のための広報活動	介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に関する取組	1事業所当たり 30万円

●手続のスケジュール

年月	事業者	市
令和7年7月	事前協議 (7/31まで)	
8～9月		内示
10月	交付申請 (10/31まで)	
11月		交付決定
令和8年1月	事業完了 実績報告 (1/31まで)	
2～3月		支援額確定 支給

※このほか、事業の実施効果を検証するための調査（例：常勤職員の定着状況など）のご協力をお願いする場合があります。

【まずはエントリーを！】

支援をご希望の場合は、交付申請に先立って、7月中のお手続きが必要です。

市内の対象事業所にお送りするメールまたは川越市ホームページから「令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金事前協議書」をダウンロードし、事業所ごとに作成のうえ、令和7年7月31日(木)までに、電子メールで川越市介護保険課へご提出ください。

メール：kaiyohoken★city.kawagoe.lg.jp

※1 実際には送信する際は★を@に置き換えてください。

※2 メールのはじめは「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金事前協議（法人名）」としてください。

担当 川越市福祉部介護保険課施設事業者担当
電話 049-224-6404（直通）



川越市マスコットキャラクター「じきち」